平成２２年（フ）第１９１８号
大阪府大阪狭山市今熊３丁目634番地の36、事業所大阪府大阪狭山市東茱萸木２丁目961番１号
破産者　御浜家具工芸こと　中山　良一
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５０号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番351号
破産者　ラボＴＵＫＡＭＯＴＯこと　塚本　實
１　決定年月日　平成23年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５４号
札幌市南区石山２条５丁目５番50号２階
破産者　川端　　司
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２４４号
札幌市北区北28条西２丁目１番23号　第２ＮＳＫビル205号
破産者　松村　康裕
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１０５号
札幌市東区北38条東13丁目３番25―401号
破産者　秋元　晴美
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９６号
青森県八戸市北白山台４丁目11番９号
破産者　菊地由紀枝
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
さいたま市緑区大字大牧1375番地１　トートーハイツＢ201、旧住所さいたま市緑区大字中尾3108番地２　ヴァンコートⅠ203
破産者　小松　　薫
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９４１号
横浜市緑区青砥町172番地59
破産者　兼子　和好
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８４号
富山市五艘1607番地２　コーポごそう202号、前住所富山市笹津131番地１
破産者　山下　　勉
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７８号
福井県坂井市坂井町清永第12号11番地甲
破産者　大川商店こと　関　　治司
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
福井市和田中２丁目1917番地
破産者　鈴木　正洋
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
福井県鯖江市水落町２丁目３番22号
破産者　笹島美智江
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７３号
静岡市葵区牧ヶ谷232番地の１
破産者　谷川　清仁
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０７号
静岡市清水区宍原530番地
破産者　深澤　裕文
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０４号
静岡県榛原郡吉田町神戸2939番地の１　レオパレスパストラル101、前住所静岡県焼津市飯淵1205番地の１レオパレスＪＡＤＥ大井川203
破産者　松井　則近
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０７号
静岡県焼津市五ケ堀之内111番地の４
破産者　加納　和也
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４号
静岡県藤枝市天王町２丁目10番８号、前住所静岡県藤枝市東町10番５―１号
破産者　笹田　祐亮
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９９号
大分市大字佐野2186番地の１
破産者　軸丸　陽平
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７１７号
大分市大字葛木762番地の３
破産者　土居　満男
１　決定年月日　平成23年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係